

滋河第 184 号

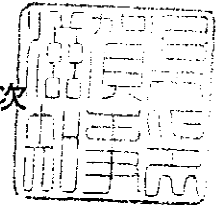
平成15年(2003年) 3月17日

国土交通省 近畿地方整備局長

谷口博昭様

滋賀県知事

國松善次

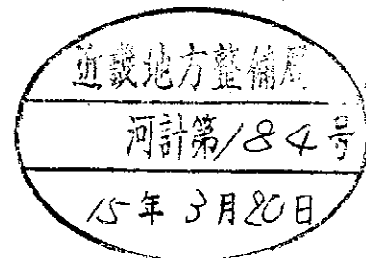


淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)について

平成15年2月17日付け国近整河計第98号にて意見照会のありました標記について、別紙のとおり、意見を提出します。

淀川水系河川整備計画を策定されるにあたり、十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、今後の同整備計画策定作業の進捗に応じて、さらに意見を提出させていただくこともあることを申し添えます。



# 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に 対する滋賀県の意見

## はじめに

### 1 全体について

- 1-1 上下流にわたる取り組みの全体像の明確化について
  - 1-1-1 生物の生息生育環境の保全
  - 1-1-2 下流狭窄部に起因する琵琶湖沿岸浸水対策
  - 1-1-3 ダムの再編について
- 1-2 新たな組織の必要性とあり方の明確化について
- 1-3 他の河川管理者等との十分な協議について

### 2 計画策定について

- 2-1 地元に対する行政責任を踏まえた見直しについて

### 3 河川環境について

- 3-1 琵琶湖の水位管理について
- 3-2 水辺移行帯や内湖、湿地等における取り組みについて

### 4 治水について

- 4-1 琵琶湖治水効果の早期発現について
- 4-2 大津放水路について

### 5 利水について

- 5-1 水需要の抑制について

### 6 利用について

- 6-1 河川敷の利用について
- 6-2 水上オートバイの利用規制について

### 7 ダムについて

- 7-1 丹生ダム、大戸川ダムの建設の推進について
- 7-2 丹生ダムについて
- 7-3 ダムの計画内容の見直しについて

## 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に対する意見

滋賀県

### はじめに

滋賀県は、県土のほぼ中央に琵琶湖を有し、これを中心として平野が広がり、さらにその周囲を山々に囲まれております。

琵琶湖は、約400万年の歴史を有する世界屈指の古代湖であり、多くの固有種を含む豊かな生態系の宝庫であるだけでなく、近畿1400万人の水資源となっております。また、周囲の山地を源とする多くの河川は、平野部の農地や市街地・集落を潤しながらほとんどが琵琶湖に流入し、その多くは短く急流で、天井川、尻無川も多く見られます。

私たち滋賀県民は、古くからこの琵琶湖や河川などの豊かな水の恵みを楽しむ一方で、時には水の脅威にさらされながらこれと闘い、また、特に琵琶湖の水位を巡っては淀川下流域ともしばしば利害が対立する中で、県民もまた行政も、賢明に水への取り組みを行ってきた、長く重い歴史を背負っております。

こうした中で、昭和47年度から平成8年度まで行われた琵琶湖総合開発事業は、治水・利水・保水を柱とし、本県の長年の悲願であった洪水対策や地域整備と同時に、下流の水需要に応える水資源開発を併せて行い、近畿圏の発展に大きく貢献することとなりました。

このような経過を踏まえ、本県では、近畿圏の社会経済活動を支える貴重な水資源であるだけでなく、生物の生育生息空間として重要な役割を果たしている琵琶湖を、健全な姿で次世代に引き継ぐべく、「琵琶湖と人との共生」を基本理念とした「マザーレイク21計画」を策定し、住民・事業者、研究者、NPO、行政など、あらゆる関係者とのパートナーシップのもと、様々な施策を展開しているところです。

また、琵琶湖研究所および（財）国際湖沼環境委員会（ILEC）の設立や世界湖沼会議の提唱・開催、さらには第3回世界水フォーラムへの参画・支援など、琵琶湖をはじめ世界の湖沼の保全に向けた調査研究・情報交流などの取り組みにも努めております。

こうした滋賀の取り組みは、琵琶湖の恵みをより適切に享受し、また保全したいと願う滋賀県民の深い理解と協力に支えられたものであります。

こうした背景がある中で、近畿地方整備局におかれては、淀川水系における河川整備計画の策定に向けて、学識経験者等からなる淀川水系流域委員会を設置され、同委員会において議論が重ねられた結果、今般、その最終提言として、「新たな河川整備をめざして－淀川水系流域委員会 提言」が取りまとめられました。

これを受けて貴局が提出された「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」は、提言の内容を基本的な大枠とするものとなっております。

この説明資料（第1稿）は、環境重視の理念が明確化されてきており、環境こだわり県として評価するものです。また、本県の治水対策等として必要な丹生ダム、大戸川ダム等が位置付けられていることは一定評価するものですが、詳細については明らかにされていません。

今後、河川管理者である近畿地方整備局が、洪水等の上下流における利害対立のなかで琵琶湖総合開発をはじめとする県民あげての懸命な水への取り組みを行ってきた本県の歴史と地元の切実な願いを十分踏まえ、治水、利水、環境の調和の観点から総合的な判断に基づく河川整備計画を策定されることを強く要望します。

については、琵琶湖を含め滋賀県内の河川について、行政としての責任を果たすべく着  
実な取り組みを進めてきた本県の立場から、以下のとおり意見を申し述べますので、今後  
の淀川水系河川整備計画の策定にあたり、十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

## 1. 全体について

### (1) 上下流にわたる取り組みの全体像の明確化について

#### 1) 生物の生息生育環境の保全 (p8 右欄 5.2.6 生態系)

生態系の保全および再生を行うための施策を検討し、さらにそれらを実施するにあたっては、上下流への影響を説明してください。

特に、瀬田川洗堰および天ヶ瀬ダムについては、その操作によりそれぞれの上下流の生態系に及ぼす影響が相反する関係にあることから、上下流の生態系保全の取り組みを個別に記述するのではなくその全体像がわかるように、上下流を関連づけて説明してください。

#### 2) 下流狭窄部に起因する琵琶湖沿岸浸水対策 (p14 右欄 10行目~)

瀬田川洗堰および天ヶ瀬ダムについては、その操作によりそれぞれの上下流の治水対策に及ぼす影響が相反する関係にあることから、洗堰から下流の治水対策を個別に記述するだけではなく琵琶湖を含めその全体像がわかるように、上下流の相関関係を明らかにし、説明してください。

#### 3) ダムの再編について

ダムの再編については、個々のダムについての記述はありますが、淀川水系全体にわたってどのように再編するかが明確に記述されていません。琵琶湖も含めた再編の全体像について説明してください。

#### 4. 6. 3 各ダムの整備の方針 (p27 中欄 1行目)

ダム計画の方針に基づき、各ダム毎に以下の事項を踏まえて計画の内容を見直す。

##### (2) 大戸川ダム

大戸川等における洪水被害の軽減を図る。

利水について、水需要を精査、確認する。

その上で、必要に応じて他ダムとの容量再編を検討する。

##### (4) 丹生ダム

滋賀県と調整し姉川の洪水被害の軽減を図る。

琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響を軽減するための容量の確保を検討する。

利水について、水需要を精査、確認する。

### (2) 新たな組織の必要性とあり方の明確化について

「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）p7 右欄 9行目」、「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会（仮称）p12 右欄 下10行目」、「瀬田川水辺利用者協議会（仮称）p23 右欄 下4行目」、「河川利用委員会（仮称）p24 右欄 6行目」の設立、さらには「渇水対策会議の平常時からの水利用に関する情報交換や水需要抑制方策についての具体的方策を協議できる組織への改正p22 右欄 下3行目」など、多くの新たな組織の設置が示されています。

本県は、流域全体にかかわる課題の解決、とりわけ、琵琶湖淀川流域を自然と人とが共生する持続可能な活力ある流域に再生するためには、流域全体を見据え、住民、NPO、企業、行政等が連携して取り組んでいくことが必要であると考えています。

このために、どのような組織をめざすのか議論を行いながら、考えることが必要であります。

そのうえで、新たな組織の権限を整理し、また必要に応じ、法制度化も視野に入れた検討が必要と考えます。

### (3) 他の河川管理者等との十分な協議について

淀川水系河川整備計画は、大臣管理区間だけではなく、計画策定上必要となるその他の区間、流域についても言及されるとのことですので、琵琶湖等を管理する滋賀県をはじめ、関係自治体と十分協議したうえで作成すべきと考えます。

4. 1. 1 対象範囲 (p3 中欄 4行目)

本計画では、淀川水系の指定区間外区間（大臣管理区間）を計画対象とする。  
ただし、計画策定上必要となるその他の区間、流域についても言及する。

## 2. 計画策定について

### (1) 地元に対する行政責任を踏まえた見直しについて

淀川水系河川整備計画の策定にあたっては、「既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う p2 中欄 12行目」とされていますが、琵琶湖総合開発計画、淀川水系における水資源開発基本計画等の既存計画の内容を十分ふまえ、また、これら既存計画の策定にあたって行政が説明を行い地元が合意し協力してきた経緯から、これら既存計画について少なからず生じている行政責任を十分踏まえ、地元を含め多くの関係者が納得できるように慎重に対応してください。

## 3. 河川環境について

### (1) 琵琶湖の水位管理について

「生物の生息・生育環境を保全及び再生するための水位操作について検討する。P6 中欄下8行目」とされていますが、琵琶湖は、異常渇水ともなると湖水位が大きく低下し、県民生活をはじめ水産等の産業や琵琶湖の生態系に大きな影響をもたらすことに加え、利用低水位を下回る場合に至ってもなお人道上必要な命の水を京阪神に供給し続けなければなりません。

しかし、一方では、一旦洪水ともなれば湖水位が上昇し、湖辺住民の生命・財産に甚大な被害をもたらす危険性があることに加え、淀川水系が大洪水の時には、下流淀川住民の生命・財産を守るために、琵琶湖水位がピークに達しても洗堰が一時的に全閉または制限放流しなければなりません。

こういった両方の事実をまず厳粛に受け止め、水位操作について検討する必要があります。

このため、水位管理は、「可能な限り水位変動を抑制することを基調としつつ、住民生活や産業活動、生態系・自然景観等に対する影響を十分考慮した水位操作 平成3年12月2日付け滋賀県琵琶湖水政審議会意見」について検討し、実施するべきであり、また、そのあり方については滋賀県と十分協議してください。

### (2) 水辺移行帯や内湖、湿地等における取り組みについて

水辺移行帯や内湖、湿地帯に関する修復の検討や実施などは、滋賀県においても重要であるとされており、今後滋賀県と十分な連携を進めてください。

5. 2. 1 河川形状 (p5 右欄 5行目)

1) 横断方向の河川形状の修復の実施

堤防強化に先行して修復を実施、または検討

水辺移行帯：琵琶湖 家棟川地区

2) 横断方向の河川形状の修復の検討

水辺移行帯野洲川 河口部

内湖、湿地帯：琵琶湖 調査・試験施工

#### 4. 治水について

##### (1) 琵琶湖治水効果の早期発現について

平成4年3月11日付け、建近河管第50号 近畿地方整備局長「瀬田川洗堰操作について」で、本県知事宛に回答があった「琵琶湖洗堰操作に関する基本的考え」のⅦ-2の「八宇治川の改修」の中で、「隠元地区における右岸側の引堤、車田地区における右岸側の引堤、塔ノ島地区における掘削の事業は、今後の予算の伸びに依存するが、10年を目途として実施する」と約束いただいています。

しかるに、10年を経過した今日において、今後20～30年を計画期間とする淀川水系河川整備計画を策定されるにあたり、その「説明資料(第1稿)」において、「塔の島地区において天ヶ瀬ダム再開発見直しの検討結果及び下流の破堤対策の進捗を踏まえて河道掘削を実施 p14 右欄 12行目」「隠元地区の引堤を継続実施 p14 右欄 下10行目」とされていること、また、車田地区の対策について記載されていないことは、誠に遺憾であります。

県民の悲願である琵琶湖治水に極めて重要な洗堰下流の瀬田川、宇治川、および淀川の改修ならびに大戸川ダム建設、天ヶ瀬ダム再開発事業の各事業を、予定どおり早急に進めてください。

あわせて、事業の優先順位設定の考え方について、説明してください。

4. 3. 1 洪水 (p14 中欄 3行目)
(2) 浸水被害の軽減
1) 狭窄部上流の浸水被害の解消
狭窄部上流の浸水被害の解消狭窄部上流の浸水被害に対しては、下流堤防の破堤危険性を増大させるような狭窄部の開削は当面できないことから、既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標として狭窄部上流における対策を検討する。
長期的には、浸水被害を軽減する土地利用誘導等が望まれるが、当面の被害軽減処置としては、既設ダムの治水強化、並びに流域内貯留施設の整備を検討する。
2) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減
瀬田川下流部にある狭窄部(鹿跳)、天ヶ瀬ダムの放流能力不足及び宇治川の流下能力不足により発生する長期にわたる琵琶湖の高水位による浸水被害の軽減を図るため、瀬田川下流部の流下能力(放流能力)の向上を図る。
5. 3. 1 洪水
1) -2 淀川(宇治川) ②浸水被害対策 (p14 右欄 11行目)
○琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減
・塔の島地区において天ヶ瀬ダム再開発見直しの検討結果及び下流の破堤対策の進捗を踏まえて河道掘削を実施
・新隠元橋架橋(京都府と一体施工)に合わせた引堤を継続実施
・琵琶湖後期放流に対応するため、狭窄部に設置されている天ヶ瀬ダムの放流能力を増強するため、既存施設の改造等を含めて再開発の見直しを検討
3) 瀬田川 ②浸水被害対策 (p15 右欄 5行目)
○琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減
洗堰から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施
瀬田川下流(鹿跳溪谷地区)の流下能力の増大方法を環境、景観の観点も含めて検討

##### (2) 大津放水路について

大津放水路事業の対象流域は市街化が進み、中下流部は水害の危険性が增大しています。このため、地域特性に応じた治水対策として大津放水路事業を進めていただいていたところと

については、早期に、流域全体の浸水被害軽減を図るため、今後20年から30年の事業の中に、全体区間(一期区間+二期区間)の推進を明記してください。

5. 3. 1 洪水
4) 大津放水路 (p15 右欄 10行目)
浸水被害の軽減
大津放水路事業の一期区間(瀬田川～盛越川)を継続実施

## 5. 利水について

### (1) 水需要の抑制について (p22 中欄 4.4 利水)

- ・ 循環型社会の形成を目指してそれぞれの水利用者が節水に務めることは、当然必要であると考えます。  
しかし、節水だけではなく、水供給の観点も必要と考えます。  
地球温暖化等、地球規模での環境変化が続く中で、河川管理者は、一定の利水安全度を確保し、水供給を行うことも必要ではないでしょうか。  
水供給にあたっては、利水安全度について議論を行ったうえで、水供給の効率性、水供給によるデメリット、水位変動・生態系への影響を考慮することが必要と考えます。
- ・ 「水需要の抑制 p22 中欄 下から7行目」とされていますが、琵琶湖流域については、県内のほとんどの水が琵琶湖へ流入するという特性を有していること、古くから琵琶湖や流入河川を重要な水資源として利用していること、こうしたことから、県をあげて様々な琵琶湖の水を守る取り組みを行ってきていることなど、滋賀の水利用のありようを十分踏まえた取り組みが必要であると考えます。  
このように、本県が琵琶湖を有する水源県であることや日本一人口増加率が高く、今後も伸び続けると推計されることから、将来の水需要についても琵琶湖からの取水ができるよう配慮して下さい。

## 6. 利用について

### (1) 河川敷の利用について

河川空間は、そもそも河川と住民とのかかわりの中で形づくられてきたという経緯を踏まえ、河川空間がどうあるべきかについては、どのような考えのもとどのようにしていくかについて、住民や地方公共団体等の意見を十分踏まえるべきです。

また、河川敷の利用は、周辺の土地利用も含めた地域全体の視点の中で、地域社会のニーズと環境保全調和の観点から、考えるべきです。

本県では、河川敷をグランド等に利用する意義は大きいと考えています。

#### 4. 5. 2 高水敷 (p24 中欄 1行目)

##### (1) 利用

河川敷は河川特有の空間であり、周辺環境・地域性を考慮し、その特性を損なわないで、「川でなければできない利用・川に活かされた利用」という観点から、現状の利用形態を見直し、グランド等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。

### (2) 水上オートバイの利用規制について

瀬田川における水上オートバイの利用規制にあたっては、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」と十分調整してください。

#### 4. 5. 1 水面 (p23 中欄 1行目)

水上オートバイ、プレジャーボート等水面利用が多様化することで秩序ある利用が必要とされる箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して船舶等が守るべき通航方法及び適用区域を指定し規制することで、水面利用の適正化を図る。